

議 長 日程第7「議案第56号小田原市斎場に係る事務の委託に関する協議について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第56号小田原市斎場に係る事務の委託に関する協議について。小田原市へ小田原市斎場に係る事務を委託することに関し、別紙のとおり協議する。平成30年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、小田原市斎場に係る事務を小田原市へ委託することについて、小田原市と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは説明させていただきます。地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、来年度から供用開始となる小田原市斎場に係る事務を小田原市へ委託することについて、小田原市と協議をするに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

2枚目をお願いいたします。小田原市斎場に係る事務の委託に関する規約について説明させていただきます。この規約は、小田原市斎場の管理及び執行については、小田原市斎場事務広域化協議会構成市町での検討の結果を踏まえ、新斎場の供用開始後は、小田原市に各市町が斎場に係る事務を委託し運営を行うためのものでございます。また、この規約は小田原市斎場事務広域化協議会構成市町2市5町統一の内容となります。

それでは、協議内容における規約の主な内容について説明をいたします。規約の第1条は委託事務の範囲を定めたものでございまして、小田原市斎場の管理及び執行に関する事務を委託範囲とするものでございます。

第2条では、管理及び執行の方法について、事務を受託する小田原市の条例及び規則の定めによることとしています。

第3条では、当該委託に係る経費について、松田町の負担とすることを定めております。

第4条では、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、小田原市の一般会計歳入歳出予算に計上することを定めております。

第5条では、委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入について、事務を受託する小田原市の収入にすると定めております。

裏面にわたりますが、第6条では決算の場合の措置について、事務を受託する小田原市から当該委託事務に関する部分の決算報告を受けることを定めております。

第7条では、現在の小田原市斎場事務広域化協議会に変わる連絡協議会について定めております。

第8条の条例の制定改廃につきましては、小田原市からあらかじめ通知を受けることを定めております。

第9条では委託の廃止の手続、第10条では委託事務の管理の細目について定めております。

附則でございます。この規則につきましては平成31年7月1日から施行するものでございます。なお、この規約の締結につきましては、議会で御議決をいただいた後、本年度中に締結することとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第56号小田原市斎場に係る事務の委託に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。